

認定看護師だより116号

令和6年2月発行

昨年、4月から特定行為研修『術中麻酔管理領域パッケージ』の受講を開始し、10月から自施設での臨地実習を開始しました。1月末に特定行為8行為に対して各5症例が終了し、3月に修了式を迎えます。今回の認定だよりでは、特定行為看護師について紹介したいと思います。

特定行為区分別科目名	特定行為名
呼吸器（気道確保に係わるもの）関連	①経口気管チューブ又は経鼻気管チューブの位置調整
呼吸器（人工呼吸療法に係わるもの）関連	②侵襲的陽圧換気の設定変更 ③人工呼吸器からの離脱
動脈血ガス分析関連	④直接動脈穿刺法による採血 ⑤橈骨動脈ラインの確保
栄養及び水分管理に係わる薬剤投与関連	⑥脱水症状に対する輸液による補正
術後疼痛管理関連	⑦硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係わる薬剤投与関連	⑧持続点滴中の糖質液又は電解質輸液の調整

取得した8行為はこれです！



取得までの流れ

共通項目	時間数
臨床病態生理	30
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	40
医療安全学/特定行為実践	45
合計	250



領域別	時間数
術中麻酔管理領域	87



臨地実習	症例数
術中麻酔管理領域	1行為 5症例

合計で337時間の講義を受けます。ですがそのほとんどがeラーニングでの受講となり、受講と小テストを繰り返し共通項目の筆記試験を合格すると領域別の受講を開始！領域別のテストは筆記試験と実技試験があります。すべてを合格すると、いよいよ臨地実習となります。臨地実習は指導医と連携しながら実施します。実習は1行為に5症例必要となり、今回は8行為だったので40例の実習を行いました。実習では、日々の記録が40例分、詳細レポートが各行為1例あります。こうしてみると大変だなと思うかもしれませんが、働きながらでも少し頑張ればクリアできる内容になっています。



特定行為と聞くと、取得する行為に特化した知識や技術の習得のイメージが大きいと思いますが、決してそればかりでなく、共通項目では、呼吸や循環、栄養・代謝など様々な疾患、病態の基礎から応用編まで幅広く学ぶことができます。

また、eラーニング以外では、研修施設で座学で学ぶ期間が設けてあり、eラーニングだけでは理解できない部分についてもしっかりと振り返る時間があり学びを深めることができます。特定行為は、厚生労働省が推進する事業で今後も活躍の場が広がっていくと思います。取得に興味がある方は、いつでも声をかけてください！

